

平成30年 5月30日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H06700

研究課題名（和文）上場会社の役員の実務と責任とその救済のあり方

研究課題名（英文）Liabilities and Remedies of Directors and Officers in Listed Companies

研究代表者

山中 利晃（YAMANAKA, Toshiaki）

東京大学・大学院法学政治学研究科（法学部）・特任講師

研究者番号：30779476

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、上場会社の経営者と監督者の責任法制および責任からの救済法制の在り方について、アメリカ法、イギリス法およびドイツ法との比較を通して、日本の会社法が抱える課題を明らかにし、これを検討するものである。併せて、上場会社の経営に対する会社内部における監督の在り方についても、会社内部における権限分配を含め、包括的に検討している。これらにより、本研究は、学術的貢献とともに今後の会社法制の見直しにも示唆のあるものとなっている。

研究成果の概要（英文）：This research aims to clarify the issues on liabilities and remedies of directors and officers in listed companies under Japan's Companies Act. To this end, it considered the corresponding legal settings in the U.S., UK and Germany. It also analyzed the framework on monitoring managements, including distribution of powers within companies. Through these, it contributes to ongoing discussions on the amendment of the Japan's Companies Act.

研究分野：商法

キーワード：モニタリング・モデル 役員責任 会社補償 D&amp;O保険

## 1. 研究開始当初の背景

日本法は、平成14年商法改正による当時の「委員会等設置会社」(現在の指名委員会等設置会社)の導入、平成26年会社法改正による「監査等委員会設置会社」の導入や社外取締役の設置の推奨等によって、アメリカやイギリスにおける法制度と取締役会の在り方を踏まえ、取締役会の監督機能に着目して法改正を進めてきている。

日本では、上場会社の取締役に関する裁判例が主に経営者(業務執行者)に関するルールとして形成されてきており、社外取締役等の監督者(非業務執行役員)の責任法制および責任からの救済法制(以下「責任・救済法制」という)の在り方について検討を深める必要が生じている。

この点に関しては、例えば Brian R. Cheffins と Bernard S. Black の研究が、代表的な8法域において社外取締役(ドイツにおいては監査役員)が個人で出捐を伴う責任を負うことが稀であると指摘している。他方で、日本法の下においては、社外取締役に責任があるとする裁判所の判断がみられているが、具体的にどのような場合に社外取締役に責任が認められる可能性があり、また認められるべきであるかが判例の立場として必ずしも明確でない状況となっている。

## 2. 研究の目的

研究代表者は、以上に関して、2015年11月に東京大学大学院法学政治学研究科に提出したその博士論文「上場会社の経営監督における法的課題 非業務執行役員の責任と救済を中心に」において、アメリカ法、イギリス法および日本法の下における社外取締役等の監督者の責任・救済法制を論じたところである。

すなわち、アメリカ法やイギリス法の下におけるのと対照的に、日本法の下においては、責任法制において、経営者と監督者とが必ずしも区別されていない面があり、判例が非業務執行役員に責任を認め得る場面が両法域の下におけるよりも多いように見受けられる一方で、責任からの救済法制(特に会社補償制度および会社役員賠償責任保険〔以下「D&O 保険」という〕に係る法制)は、両法域と同程度に整備されていると評価できるわけではないことを指摘した。このことを踏まえ、例えば 上場会社における非業務執行役員の会社に対する義務としての監視義務(他の取締役の行為を監視する義務であり、不作為として問題になる義務)と監督義務(従業員等の行為を監督する義務であり、特に内部統制システムが問題となる場面における義務)の区別と明確化が有益であること、立法論として会社補償について明文の規定を設けることが有益であること、等を指摘したところである。

本研究は、以上からの発展であり、特に監督者に焦点を当てるだけでなく、経営者の

責任・救済法制の在り方についても検討の対象を拡げるとともに、ドイツ法にも比較法研究の対象を拡げるものである。これらにより、日本の会社法制の在り方について、主要な3法域(アメリカ法、イギリス法およびドイツ法)との比較を通して包括的に検討し、その課題を明らかにするとともに、これを検討することが本研究の目的である。本研究はまた、学術的貢献とともに現在も進められている会社法制の見直しについての議論への貢献も目的としている。

## 3. 研究の方法

前述の主要な3法域を対象とする比較法研究が主な方法となる。具体的には、日本法の下における状況がこれらの法域においてはどのようなになり、それはなぜかであるかという観点から、他の法域における法律、裁判所の判断および学説を分析し、これらを日本法と比較することを通して、日本法への示唆を得ることである。

スケジュール面では、平成28年度中に、経営者の責任・救済法制について、アメリカ法およびイギリス法を対象とした検討を終えるとともに、ドイツにおける経営者および監督者のそれについても基礎的な検討を終える計画であり、おおむね計画通りに研究が進展した。また、平成29年度中に、ドイツ法に関する分析を深めつつ、日本法への示唆を明確化した上で、書籍(単著)の原稿の提出を終える計画であり、当該原稿の提出を終えた。

## 4. 研究成果

本研究の最大の成果は当該書籍(後述「5. 主な発表論文等」に記載の『上場会社の経営監督における法的課題とその検討 経営者と監督者の責任を中心に』)である。当該書籍において、上場会社の内部における権限分配ならびに経営者と監督者の責任および責任からの救済法制について、日本の会社法と判例が抱える課題を明らかにするとともに、その在り方を論じている。

当該書籍において論じているいくつかの点は、例えば以下の通りである。

まず、コーポレートガバナンス(以下「CG」という)の見直しにおいては、3法域のいずれにおいても、会社不祥事の顕在化がその契機となっているのに対して、日本法の下では、会社不祥事の顕在化がCGの見直しにおける主な契機となっているわけでは必ずしもない点で特徴的である。上場会社内部における権限分配については、まず日本法の下で重要な業務執行の決定が取締役会決議事項とされている点に特徴的である面があり、また、指名委員会等設置会社における3委員会および監査等委員会設置会社における監査等委員会の権限が会社法上与えられている点にも特徴的である面がある。

次に、上場会社の経営者と監督者の責任法

制として、各法域における対会社責任と、不実開示の場면을例とした対第三者責任を分析した。前者については、これを 決定が問題となる場面、他の取締役の行為が問題となる場面および 従業員等の行為が問題となる場面に区分し、両者の責任法制を具体的に分析した。例えば決定が問題となる場面では、日本法の下においては経営判断原則が一般的な射程を有する判例として必ずしも確立されているわけではないと解されていることが問題となる。後者については、発行市場および流通市場における不実開示の場면을分析した。

さらに、責任からの救済法制については、主に会社補償制度および会社補償の在り方と、D&O 保険に関する法制とを分析した。特に会社補償を会社法上の制度として確立すべきかどうかの問題となる。

当該書籍において論じているいくつかの点は例えば以上であるが、会社補償制度については、アメリカで代表的なデラウェア州において会社補償制度を確立した 1967 年改正が特に参考になると考えられる。そこで、別の書籍（後述「5. 主な発表論文等」に記載の『会社補償の実務』）において同年改正の背景や内容等を紹介した上で、同年改正法および現在のデラウェア州会社法（General Corporation Law）145 条（会社補償および D&O 保険についての規定）の和訳（仮訳）を提示している。

さらに、別の雑誌論文（同じく記載の *Corporate Boards in Europe and Japan*）において、日本法の下における取締役会の在り方を、ヨーロッパにおけるそれと比較し、その共通点と相違点を論じている。日本における近年の会社法改正等により、両者の間で共通点も生じているといえるが、日本法の歴史的経緯から、日本法に特徴的な点も多く見受けられることを具体的に論じ、日本法の在り方をヨーロッパを始めとする海外にも英文で紹介したところである。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）

Toshiaki Yamanaka, *Corporate Boards in Europe and Japan: Convergence and Divergence in Transition*, *European Business Organization Law Review*, 査読有、vol. 19、2018

〔学会発表〕（計 4 件）

Toshiaki Yamanaka, *Manager Liability in Listed Companies in Japan: A Comparative and Empirical Analysis*, *Mannheim Law & Economics Forum (MaLEF)*, University of Mannheim, 2017

Toshiaki Yamanaka, *Outside Director Liability in Germany and Japan: A Comparative*

*Perspective*, Johannes Gutenberg University, Mainz, 2017

山中利晃, 上場会社の役員への対会社責任をめぐる制度設計のあり方、企業法プロジェクト、2016

山中利晃, 上場会社の役員の開示責任とその救済のあり方 比較法と実証分析、法の経済分析ワークショップ、2016

〔図書〕（計 2 件）

山中利晃, 商事法務、上場会社の経営監督における法的課題とその検討 経営者と監督者の責任を中心に、2018、550

会社補償実務研究会編、商事法務、会社補償の実務、2018、151-161

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

山中 利晃 (YAMANAKA, Toshiaki)  
東京大学・大学院法学政治学研究科・特任講師

研究者番号：30779476

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4)研究協力者 ( )